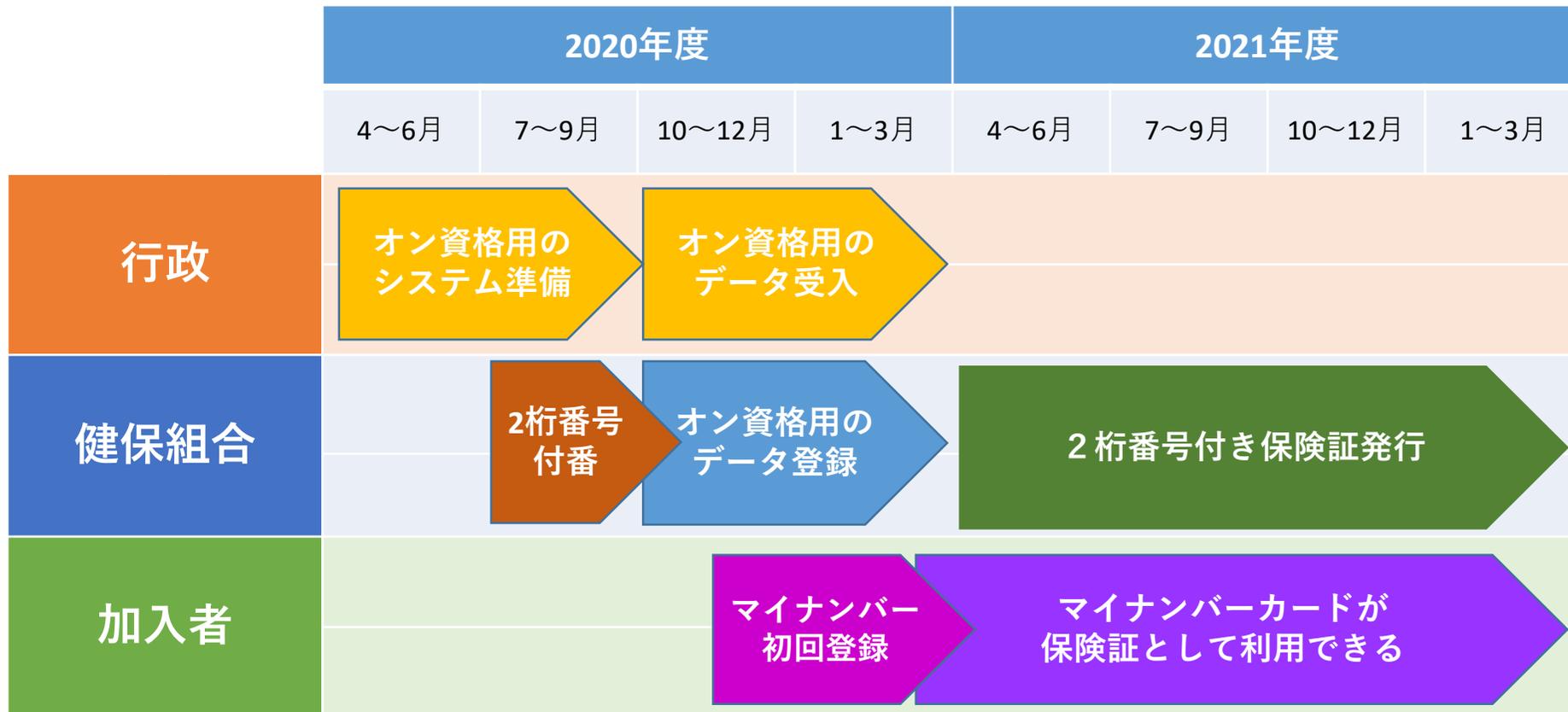


オンライン資格確認について

■ オンライン資格確認のロードマップの概要



※オンライン資格確認のスケジュールについては上記のとおりとなります。

■ 個人単位の2桁番号付きの保険証様式（イメージ）

○新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加します。

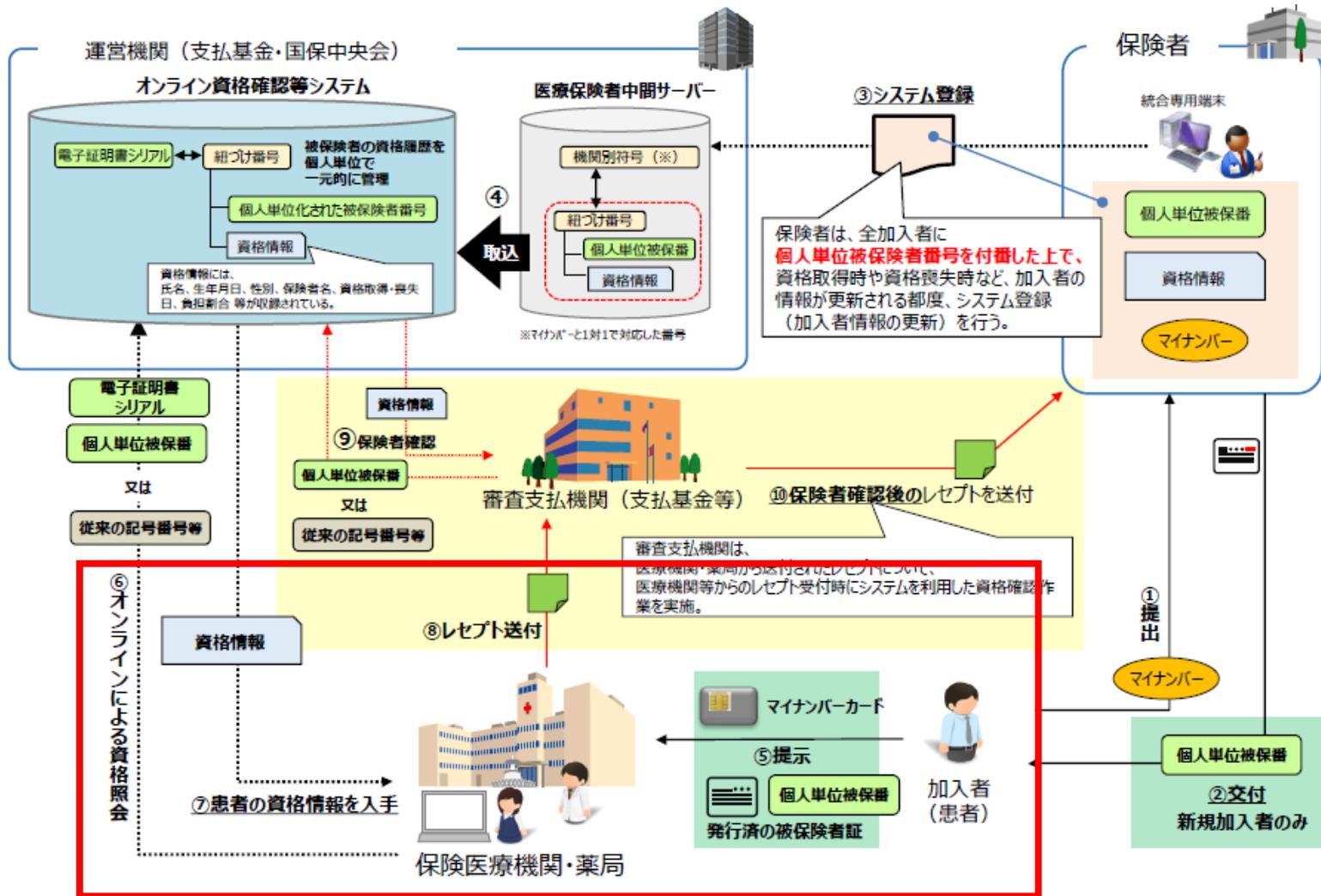
The diagram shows a yellow insurance card with the following information:

- 本人(被保険者) 2020年〇月〇日交付
- △△△△保険組合
- 被保険者証 記号 1234 番号 1234567 **01**
- 氏名 番号 花子
- 生年月日 平成元年3月31日生 性別 女
- 資格取得年月日 平成25年4月1日
- 発行機関所在地 東京都千代田区〇〇〇
- 保険者番号 88888888
- 名称 △△△△保険組合 **印**

A red arrow points from the text "現行の保険証の記載内容に2桁の番号を新たに追加" to the "01" branch number on the card. A blue box highlights the updated numbering: "記号 1234 番号 1234567 (枝番) 01". Below this, the text reads: "保発1028第10号 令和元年10月28日 厚労省保険局長「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」に".

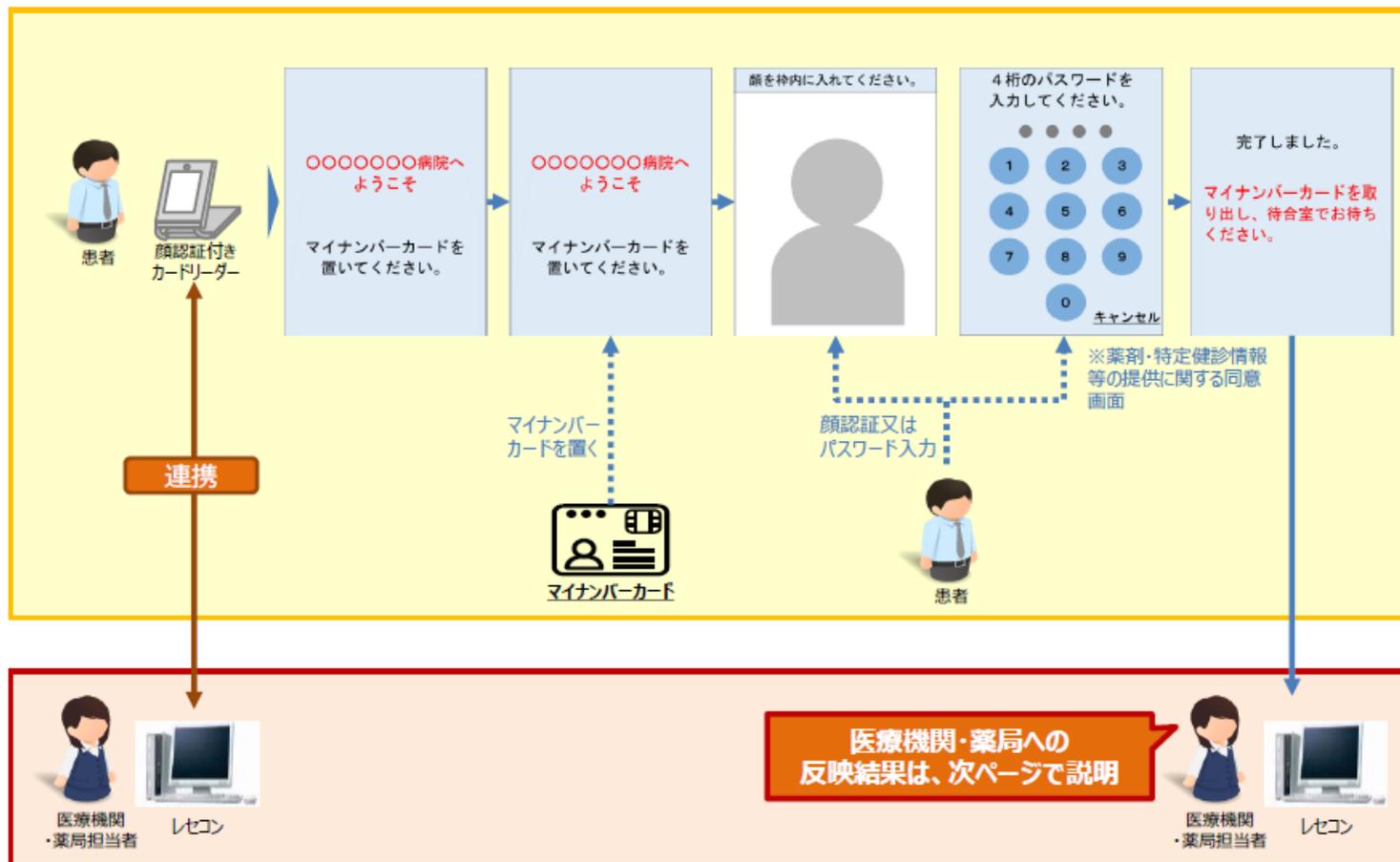
○発行済みの保険証は、2桁番号がなくともご使用できます。

■ オンラインによる資格確認の仕組み



■ 医療機関におけるオンラインによる資格確認（イメージ）

患者からの主な見え方



医療機関におけるオンラインによる資格確認（イメージ）

医療機関・薬局からの主な見え方



患者情報 登録

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・枝番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	
有効期限	平成28年7月1日	~	令和4年7月1日		

限度額適用認定証

適用区分 : 工	有効開始日 : 令和1年8月1日	有効終了日 : 令和2年7月31日
証区分 : 限度額適用認定証		

※限度額情報の提供に同意した場合に表示されます。

医療機関におけるオンラインによる資格確認（メリット）

オンライン資格確認等導入後の業務プロセス

受付



- マイナンバーカードのICチップの読み込み
 - 顔認証付きカードリーダーまたは目視で顔認証
 - 暗証番号（4桁）の入力
- OR
- 健康保険証の情報を入力



- 資格情報を取得



- 資格情報を薬局のシステムに取込

メリット

患者

職員

限度額認定証を持参しなくて済んだ

保険証の入力の手間が減った

資格過誤による返戻レセプトが減った

診療・投薬



- 薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



- 医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



- 薬剤情報を踏まえた投薬

医師/薬剤師

過去の状況が分かるようになった

■ マイナンバーカードを被保険者証として利用するための初回登録について

【初回登録の手続き（予約）について】

- 令和2年度始めから、マイナンバーカードを被保険者証として利用するための初回登録の手続き（予約）がマイナポータルから可能となります。
- 初回登録の手続きは、マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン、又はICカードリーダーを備えたパソコンで登録してください。

【医療保険者における初回登録の手続きの周知について】

- 厚生労働省より、市町村及び広域連合に対して、初回登録の手続きを国保及び後期の被保険者が円滑に行うことができるよう、初回登録の手続きの周知の依頼を行っております。
また、窓口に来訪される国保及び後期の被保険者に対して、初回登録の手続きの支援を行うよう、併せて依頼を行っております。
 - また、市町村に対しては、住民に身近な立場であることから、可能な範囲において、国保及び後期以外の被保険者を含めた住民の初回登録の手続きの支援をお願いしております。
- ⇒ 上記のとおり、市町村の御協力は想定されておりますが、健康保険組合においては、組合に加入されている被保険者に対し、初回登録の手続きの必要性の周知を行うよう指導がありました。また、初回登録手続きの具体的な方法については、別途リーフレットにて周知しております。

■ マイナンバーカードを被保険者証として利用するための初回登録について

【リーフレット】

2021年3月(予定)から
マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

登録方法
はコチラ



- 1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす
医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を撮影、又は職員が目で確認します。
- 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用には事前に登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込は、2020年度はじめてマイナンバーポータル*でできるようになります。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の集約やオンライン申請サービスです。マイナンバーポータルから利用可能なサービスです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報もマイナンバーと紐づけられることはありません。

[ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。]

どんないいことが? 6つのメリット

- 1 健康保険証としてずっと使える!
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
- 2 医療保険の資格確認がスピーディに!
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
- 3 窓口への書類の持参が不要に!
オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の控除認定証などの書類の持参が不要になります。
- 4 健康管理や医療の質が向上!
マイナンバーで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。(2021年度予定)
患者の同意のもと、医師や薬剤師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や薬学管理が可能となります。
- 5 医療保険の事務コストの削減!
医療保険の請求取りや未収金が減少するなど、保険会社の事務処理のコスト削減につながります。
- 6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!
マイナンバーを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年度予定)。確定申告でも、マイナンバーを通じて医療費控除を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続ができるようになります。

※リーフレットはホームページからダウンロードできます。

■ オンラインによる資格確認導入後の健康保険組合の業務について

◆オンライン資格確認システムへの加入者情報の登録（更新）

オンライン資格確認は、保険者が中間サーバーに登録（更新）する加入者情報を医療機関及び審査支払機関が活用することとなるため、**加入者の取得日や喪失日、負担割合といった各種情報をタイムリーに登録・更新することが重要です。**

◆事業主と連携強化（加入者資格に係る事務手続きの迅速化・従来事務の徹底）

医療機関窓口における資格確認や審査支払機関が行うことを予定しているレセプトの振替・分割サービスの効果をより高めるためには、加入者の情報をタイムリーに更新することが重要ですが、健康保険組合が管理する加入者データは、**事業主から提出される各種の届出に基づき作成されております。**

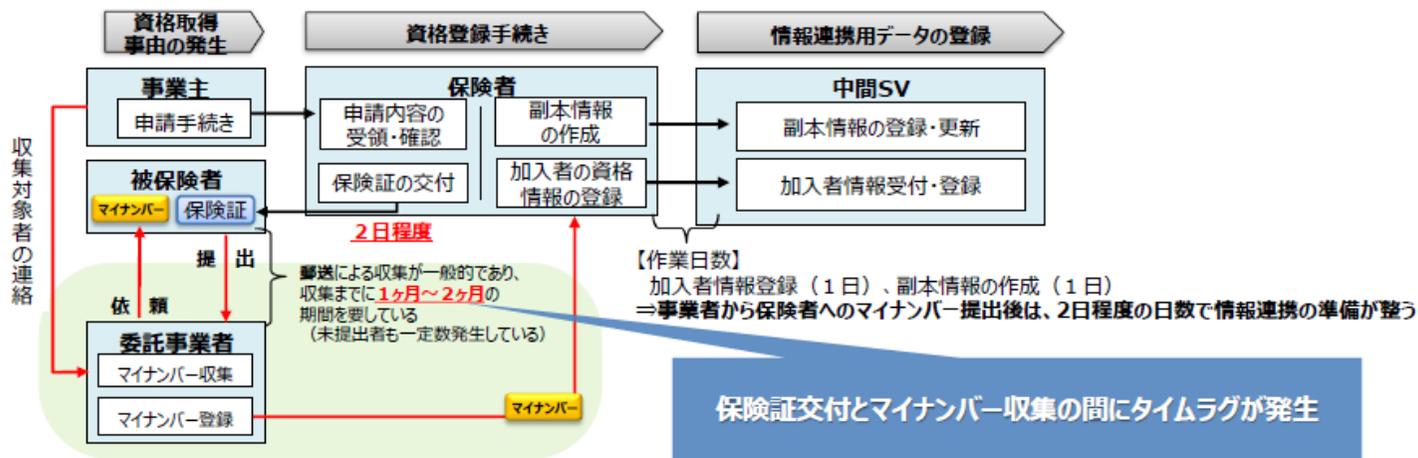
- （１）事業主から速やかな届書提出の徹底が必要となります。（特に資格喪失届の早期提出）
- （２）従来から実施している喪失者の被保険者証回収の徹底が必要となります。
- （３）被保険者証の回収日等、健康保険組合が管理する加入者情報の充実化も図る必要があります。

◆健康保険組合における加入者のマイナンバー収集について（留意点）

オンライン資格確認は、加入者のマイナンバーを基盤とした情報のやり取りが行われるため、保険者は、迅速かつ正確なマイナンバーの収集を行うことが求められております。

■ 事業主から当組合へのマイナンバー提出（タイムラグの発生）

◆事業主から健康保険組合へマイナンバー提出と証発行との間に生じるタイムラグ



マイナンバーが中間サーバーに登録されるまで、オンライン資格確認を実施するために必要な資格情報が確認できない

転職等により保険者を異動した直後の加入者が、マイナンバーカードのみを持参して医療機関を受診した場合、医療機関側では、オンライン資格確認システムによる加入者資格の確認を行うことができない。

⇒ 加入者に対して、医療機関側から「保険証の提示」や「10割の窓口負担」が求められる可能性があります。

オンライン資格確認におけるマイナンバーの重要性及びマイナンバーの早期提出の徹底が必要